

JCMAS

社団法人 日本建設機械化協会規格

建設業務用ICカード — データ記録 — 第8部：技能講習—特別教育コード

JCMAS G 003-8: 2001

平成 13 年 3 月 29 日 改正

社団法人 日本建設機械化協会 標準化会議 審議

まえがき

この規格は、社団法人日本建設機械化協会規格（JCMAS）並びに標準化推進に関する規定に基づいて、標準化会議の審議を経て会長が改正した社団法人日本建設機械化協会規格である。これによって JICMAS G 003-8: 1997 は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。社団法人日本建設機械化協会の会長及び標準化会議は、このような技術的性質を持つ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案出願にかかわる確認について、責任をもたない。

初版制定：平成 9 年 3 月 25 日

改正：平成 12 年 11 月 24 日 社団法人日本建設機械化協会標準化会議で審議・承認

WTO/TBT協定に基づく意見受付開始日：平成 13 年 1 月 15 日

意見受付終了日：平成 13 年 3 月 15 日

改正版発行：平成 13 年 3 月 29 日

この規格についての意見又は質問は、社団法人日本建設機械化協会標準部（〒105-0011 東京都港区芝公園 3 丁目 5-8 機械振興会館 201-2 Tel 03-5776-7858）にご連絡ください。

建設業務用 IC カード — データ記録 —

第 8 部：技能講習—特別教育コード

Construction industry - Integrated circuit cards - Data recording -
Part 8 : Code of worker's skill training course and particular training course

1. 適用範囲 この規格は、建設現場で利用されるデータ処理機械（以下、機械という。）を用いて、機械と機械の間、及び機械と人との間で情報を交換する場合の技能講習—特別教育コードについて規定する。

備考 技能講習—特別教育とは労働省令で規定する安全衛生教育をいう。

なお、技能講習—特別教育名は安衛法便覧などによる。

2. コードの種類 コードは次の 2 種類とする。

大分類コード

小分類コード

3. コードの構成 大分類コード、小分類とも 2 けたのアラビア数字とし、次のように構成する。

例：	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 0 5px;">N</td><td style="padding: 0 5px;">N</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">大</td><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">小</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">6</td><td style="padding: 0 5px;">1</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">大</td><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">小</td></tr> </table>	N	N	大	小	6	1	大	小	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 0 5px;">N</td><td style="padding: 0 5px;">N</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">小</td><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">大</td></tr> <tr><td style="padding: 0 5px;">0</td><td style="padding: 0 5px;">8</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">小</td><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">大</td></tr> </table>	N	N	小	大	0	8	小	大
N	N																	
大	小																	
6	1																	
大	小																	
N	N																	
小	大																	
0	8																	
小	大																	
	技能講習	ずい道等の覆工作業主任者																

備考 Nはアラビア数字を表す。

大は大分類コード、小は小分類コードを表す。

4. コードの使用法 コードの使用法は次の通りとする。

大分類コード及び小分類コードは単独で使用するのではなく、常に併用して利用する。

5. コード 技能講習—特別教育コードは表 1 による。

5.1 大分類コードは、次の通りとする。

- 6 1：技能講習（厚生労働省）
- 6 3：技能講習（消防庁）
- 6 4：技能講習（文部科学省）
- 6 2：特別教育（厚生労働省）

5.2 小分類コードは、技能講習—特別教育の各名称の番号とする。

表 1 建設技能講習－特別教育コード表

コード			コード		
大分類	小分類	技 能 講 習	大分類	小分類	特 別 教 育
6 1		(厚生労働省)	6 2		
	0 1	木材加工用機械作業主任者		0 1	欠番
	0 2	プレス機械作業主任者			
	0 3	乾燥設備作業主任者			
	0 4	コンクリート破砕器作業主任者			
	0 5	地山の掘削作業主任者			
	0 6	土止支保工作業主任者			
	0 7	ずい道等の掘削等作業主任者		0 7	ずい道等の掘削・覆工等作業員
	0 8	ずい道等の覆工作業主任者			
	0 9	採石のための掘削作業主任者			
	1 0	はい作業主任者			
	1 1	船内荷役作業主任者		1 1	欠番
	1 2	型枠支保工の組立等作業主任者		1 2	欠番
	1 3	欠番			
	1 4	コンクリート造工作物の解体等 作業主任者			
	1 5	足場の組立て等作業主任者			
	1 6	欠番			
	1 7	1 級技能士			
	1 8	2 級技能士			
	1 9	ボイラー据付工事作業主任者		1 9	欠番
	2 0	欠番			
	2 1	特定化学物質等作業主任者			
	2 2	鉛作業主任者			
	2 3	四アルキル鉛等作業主任者			
	2 4	欠番		2 4	欠番
	2 5	有機溶剤作業主任者			
	2 6	ガス溶接作業者		2 6	欠番
	2 7	フォークリフト運転員（1 t 以上）		2 7	フォークリフト運転員（1 t 未満）
	2 8	不整地運搬車運転員（1 t 以上）		2 8	不整地運搬車運転員（1 t 未満）
	2 9	高所作業車運転員（作業床10m 以上）		2 9	高所作業車運転者（作業床10m 未満）
	3 0	ショベルローダー等運転員（1 t 以上）		3 0	ショベルローダー等運転員（1 t 未満）
	3 1	解体用機械<ブレイカー>運転員（3 t 以上）		3 1	解体用機械<ブレイカー>運転員（3 t 未満）
	3 2	欠番		3 2	クレーン運転員（5 t 未満）
	3 3	欠番		3 3	欠番
	3 4	欠番		3 4	デリック運転員（5 t 未満）
	3 5	移動式クレーン（1 t 以上5 t 未満）		3 5	移動式クレーン（1 t 未満）
	3 6	床上操作式クレーン（5 t 以上）		3 6	欠番

表 1 建設技能講習－特別教育コード表（続き）

コード			コード		
大分類	小分類	技 能 講 習	大分類	小分類	特 別 教 育
6 1	3 7	車両系建設機械運転員（整地・運搬・積込用及び掘削用）3 t 以上	6 2	3 7	車両系建設機械運転員（整地・運搬・積込用及び掘削用）3 t 未満
	3 8	車両系建設機械（基礎工事用）運転員（3 t 以上、自走）		3 8	車両系建設機械（基礎工事用）運転員（3 t 未満、自走しないもの）
	3 9	玉掛技能者（1 t 以上）		3 9	玉掛技能者（1 t 未満）
	4 0	ボイラー取扱者		4 0	小型ボイラー取扱者
	4 1	総括安全衛生責任者			
	4 2	店社安全衛生管理者			
	4 3	ガンマ線作業主任者			
	4 4	鋼橋架設等作業主任者			
	4 5	コンクリート橋架設等作業主任者			
	4 6	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者			
	4 7	欠番		4 7	揚貨装置運転者
	4 8			4 8	杭打ち抜き機非自走操作員
	4 9			4 9	ボーリング・マシン運転員
	5 0			5 0	建設用リフト1.8 m以上0.25 t 以上
	5 1			5 1	欠番
	5 2			5 2	欠番
	5 3			5 3	アーク溶接作業員
	5 4			5 4	巻上機械運転者 巻上装置運転員
	5 5			5 5	欠番
	5 6			5 6	研削といし取替作業員
	5 7			5 7	軌道動力運転者
	5 8			5 8	特定粉じん作業員
	5 9			5 9	
	6 0			6 0	
	6 1			6 1	
	6 2			6 2	
	6 3			6 3	立木の伐木等作業員
				6 4	動力プレス機の金型等の取り付け、取り外し、調整作業員
				6 5	電気取扱い作業員（高圧、特別高圧）
				6 6	電気取扱い作業員（低圧）
				6 7	機械集材装置の運転員
				6 8	チェーンソー取扱者
				6 9	車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置操作者

表 1 建設技能講習－特別教育コード表（続き）

コード			コード		
大分類	小分類	技 能 講 習	大分類	小分類	特 別 教 育
				7 0	車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置操作者
				7 1	ローラーの運転者
				7 2	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理作業員
				7 3	産業用ロボットの教示等係員
				7 4	産業用ロボットの検査等係員
				7 5	タイヤの空気充填作業員
				7 6	ゴンドラ取扱い作業員
				7 7	四アルキル鉛等取扱い作業員
				7 8	透過写真撮影係員
				7 9	高気圧空気圧縮機運転者
				8 0	高気圧作業室送気調整係員
				8 1	高気圧気こう室加減圧係員
				8 2	高気圧潜水作業送気調整係員
				8 3	高気圧再圧室操作係員
				8 4	高気圧高圧室内作業員
				8 5	高圧ガス（サンソ・アセチレン）取扱い講習
	8 6	木造建築物の組立等作業主任者			
				8 7	ジャッキ式つ（吊）り上げ機械の調整又は運転の業務
				8 8	小形車両系建設機械（基礎工事用）運転員（3t 未満，自走）
				8 9	車両系建設機械（基礎工事用）運転員（非自走）
	9 0	第 1 種酸素欠乏危険作業主任者		9 0	第 1 種酸素欠乏危険作業員
	9 1	第 2 種酸素欠乏危険作業主任者		9 1	第 2 種酸素欠乏危険作業員
	9 2	第一種圧力容器取扱作業主任者			
	9 3	第二種圧力容器取扱作業主任者			
				9 4	職長教育
				9 5	職長教育（追教育）
6 3		(消防庁)			
	0 1	防火管理者			
6 4		(科学技術庁)			
	0 1	放射線作業主任者			